

令和元年度 食品の安全・安心シンポジウム

日 時：令和元年11月20日（水）13時30分～16時

場 所：ぎふメディアコスモス1階みんなのホール（岐阜市司町40番地5）

テーマ：食品表示

質疑応答・意見交換

（司会）

時間になりましたので、再開したいと思います。

（高橋）

では、壇上には先ほどご講演いただきました内藤様、岐阜県生活衛生課食品安全推進室長の佐橋、岐阜市保健所食品衛生課長の篠田が登壇しております。休憩時間中にいただいた質問を紹介させていただきます。

まず、一つ目ですけれども、「コラーゲンたっぷり」別表9に掲げられていない栄養成分を強調する場合、基準にはないのに強調できるのでしょうか。何をもってコラーゲンたっぷりですとか、低糖質というのでしょうか。消費者庁内藤先生よろしくお願ひします。

（内藤）

栄養成分を強調する基準が定められていない栄養成分について、“何をもって”という基準はありませんが、事業者が根拠をもって記載することになります。もし、不明な点等ございましたら、消費者の方のお問い合わせ窓口等、商品に記載されているのでそういったところにもご質問していただくと何をもってそちらの商品がそのような書きぶりになっているかお教え頂けるとお思います。

ご質問の意に沿っているか分からないですけれども、御質問の件については、栄養成分について国で定めている基準をクリアした上で強調して書いているものではありません。

（高橋）

続きまして、アレルギーのことですけれども、アーモンドのアレルギーについて、検討開始から施行までどのくらいの時間がかかって決まったのでしょうか。経過措置期間がなかったため、混乱しました。

また、くるみ等、他のアレルギーの詳しい動向も知りたい、ということですが、消費者庁内藤様いかがでしょうか。

(内藤)

私は、そちらの部門にいないので、詳しいところは分かりませんが、検討会ですとか何かしら最終的に発表するときは、基本的にはウェブサイト上で公表させていただいていますので、ご参考にしていただけたらと思います。

(高橋)

次にまいりたいと思います。2020年4月以降、食品表示に不備があった場合、どのような処罰が下されるのでしょうか。また、処罰はどのようなものであるのか、また悪質な違反かどうか、その辺の判断は誰がするのか、というご質問です。岐阜県、お願いします。

(佐橋)

令和2年4月1日以降に製造されたものについては、新しい表示制度の基にやって頂く必要があるわけですが、まず、違反というのはどのようなものか、ということについて、個別の案件により異なりますが、その違反が消費者の方にとってどのような影響を及ぼすかということが軸であり、軽度な違反ということで取り扱うものもあれば、深刻な影響を及ぼすということで、直ちに表示を変えて頂く必要があるものもあります。ケースバイケースではありますが、指導から行えるもの、もしくは直ちに、回収をしないよ、と指示をし、公表をし、消費者の方には呼びかける必要があるもの、それに従わない場合であれば、命令であったり、それにも従わない場合には、罰則といった適応をとる制度となっているところでございます。

(高橋)

今、現在において、例えば、冷凍食品のトンカツなど原料の原産地は記入されていないですが、今後は、どのようになりますか。「国産」と目立つように表記されている冷凍食品もありますが、何も書いていないものは外国産ですか、という質問です。岐阜市 篠田課長よろしく申し上げます。

(篠田)

原料原産地表示につきましては、今現在、経過処置期間中でございますので、令和4年4月1日以降に製造された冷凍食品等につきましては、一番たくさん使われている原材料につきましては、原料原産地が表示されるということでございます。

(高橋)

食品表示の適正化に向けてどのような取り組みを行っているのでしょうか。岐阜県、岐阜市、よろしく申し上げます。

(佐橋)

それでは、岐阜県の方ですけれども、食品表示の適正化ということで、食品事業者の方に対して、食品表示等総合講習会ということで、食品表示だけではなくて、食品表示に関連する法律ということで景品表示法であったり、計量法であったり、そういったもろもろの法令を総合的に学べる機会を設けて、行っているところでございます。昨年度からは、それに加えて、食品表示法に基づく栄養成分表示の具体的な表示方法、栄養成分表示に特化した講習会を行わせて頂いて、経過措置期間満了までに適正な表示をして頂くようにしています。また、消費者の方に対して、本日チラシの方をお配りさせていただいておりますけれども、講習会の方を行わせて頂いております。出前講座ということでチラシを入れさせて頂いておりますけれども、お申し込みの際は、5名以上の方をお揃え頂いたうえでということになります。内容は、食品に関連する7つのテーマでございます。食品表示もそうですし、食中毒などのテーマを入れさせて頂いているわけですけれども、そういった講習会は出前であり、いつでもどこでも、講師を派遣させて頂くということで、行っておりますので、是非ご活用をいただければと思います。

(高橋)

それでは、岐阜市の方、取り組みについてお願いします。

(篠田)

先ほどの、岐阜県と共催という形で、食品表示等総合講習会を開催する他に、毎年、食品衛生法に基づいて、すべての加工業者様に対して食品衛生講習会を実施しております。その中に食品の新しい表示についての内容も盛り込んでおります。それから平成30年度から食品の製造業者様を対象に食品表示法に基づく表示方法についての講習会を開催しております。栄養成分表示の計算の仕方等の説明などもしております。岐阜市の方でも、事業者さん、消費者さんどちらの方からでも、ご要望があれば出前講座という形で、お話しさせていただきますので、どうぞ、お声掛けをしてください。

(高橋)

今、岐阜県や岐阜市の表示に関する取り組みについてご紹介させて頂きました。消費者庁の内藤先生何かご意見等いかがでしょうか。

(内藤)

我々、行政官としては、基本は皆様が、安心安全に、こちらの地域で過ごせるには、どうしたら良いのか、と常に考えています。どのような部門でもそうです。都道府県であれ、市町村であれ、国であれ、行政で働くものは、そういったことを常に考えています。そういった取り組みがされていけばいいなと思いつつながら、岐阜県と岐阜市の紹介を

聞いていました。様々なこと、今日のような消費者の方がいらっしゃるような場合もそうですし、あとは事業者の方向けの講習会、結局表示がないと県民の生活はうまく進んでいきません。事業者により表示がきちんとされているという環境と、それらをきちんと活用して生活することができる、そういった消費者の方のスキルも必要です。書いてある事をきちんと認識して、皆さんが生活していく必要があります。というところで、今日お話がありました総合講習会というものであるとか、出前講座という形で一般の県民の方が実際に、自分がこんなことを勉強したいんだと思ったときにアクセスしやすい環境が整っていると思います。折角、そんな機会があるので、活用できると良いと思いますし、5名以上で申込みが出来ることはすごいことだと思います。地域のいつもの顔馴染みの方と勉強していただくと、よろしいかと思います。

(高橋)

ありがとうございます。今回たくさん質問票を頂き、回収させて頂きまして、本当にありがとうございます。ご紹介しきれないご質問も多くあったと思い、残念でありませんが、ここで会場のみなさまに今一度、挙手にてご質問を承りたいと思います。

(高橋)

出来れば、御所属やお名前等頂戴でき出来れば、幸いです。

(聴衆)

食品添加物について、先ほど国が認めたもので毎日食べても安心な量ということで出ていたんですけども、例えば、成人男性とか誰を基準にしているのか、それが認められているのか、というのと、例えば、赤ちゃんですとか、高齢者になった場合、本当に安全なのか、ということが心配です。

(高橋)

岐阜県の方からお答えをお願いします。

(佐橋)

食品添加物の安全性については、国の方の審査を受けまして、何も問題がないということが認められたものが流通しています。食べれる量については、動物実験をしたうえで、動物の種類の違い、個人の差であるとか、そういったことも踏まえて、安全率というものをもとに一日に生涯にわたって、食べても安全な量を設定されているということになります。どの年代で食べていただいても大丈夫というような形の設定になっています。

(高橋)

それでは、まだまだ、質問も多くあるかと思いますが、閉会の時間が近づいてきておりますので、この辺りで質問の方は終わらせて頂きたいと思います。なお、今回頂きましたご質問については、すべての方に知って頂きたいという主旨から、岐阜県ホームページで概要を公開させて頂きますので、よろしくお願いします。

それでは、予定しておりました時間となりましたので、意見交換会は終了させて頂きたいと思います。ご登壇していただきました皆様、ありがとうございました。